



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:https://www.mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

改正民事訴訟法が定める民事裁判のIT化の概要（連載第2回）とシステム開発プロジェクトを巡る近時の裁判例をご紹介します。

◆民事裁判IT化（連載第2回）

前号に引き続き、民事裁判のIT化についてご説明致します。

前回は、訴えの提起、送達、口頭弁論と、訴えを提起してから審理に至るまでの流れについてご説明しましたので、今回は、**争点整理や証拠調に関する点について概観**したいと思います。

1. 争点整理

民事訴訟法は、民事訴訟の進行を円滑にするために、争点と証拠を整理するための手続きを設けています。従来の制度においても、例えば弁論準備手続において、電話会議によることが認められていますが、当事者の少なくとも一方は裁判所に出頭する必要がありました。

こうした規程については、必ずしも当事者双方ともが出頭する必要はないにもかかわらず、一方の当事者が出頭を強制されるとか、遠方の裁判所の場合には長時間の移動を余儀なくされる等の問題点が指摘されていました。

そこで、改正法は、**ウェブ会議システム等を通じて、当事者双方が出頭せずに争点整理を行うことを認めました**。併せて、ウェブ会議の接続先の条件や、変更命令等に関するルール等も新設されたほか、進行協議期日などについても双方不出頭で実施することも認められています。

2. 証人尋問

従来の民事訴訟法の規定によれば、証人尋問を行う場合、証人は原則として裁判所に出頭する必要がありました。例外的にテレビ会議による証人尋問も認められていますが、その場合でも、証人は最寄りの裁判所へ出頭することが求められる上、例外事由は極めて限定されており、柔軟な対応は極めて困難でした。

こうしたことから、改正法は、証人が裁判所に出頭せずに尋問を実施するための要件を大幅に緩和し、**①年齢や心身の不調のために裁判所に出頭することが困難な場合や、②当事者の同意がある場合についても、ウェブ会議等を利用した証人尋問を行うことができるものと定めました**。

もっとも、証人の所在場所については全くの無制限という訳ではなく、柔軟な対応を確保しつつ、適正な尋問を実施する観点から、証人は、適正な尋問を行うことができる場所（通信環境が整備され、かつ、第三者による不当な影響を排除することができる等）として、最高裁判所規則で定める地にいなければならないものとされています。

◇裁判例紹介～システム開発訴訟～

文化シャッター(株)は、販売管理システムの開発を

委託していた日本アイ・ビー・エム(株)に対し、開発が頓挫したことを理由として損害賠償を請求する訴訟を提起していたところ、2022年6月17日に東京地方裁判所の判断が示されましたので、ご紹介いたします。

1. 事案の概要

文化シャッターは2015年に既存の販売管理システムの刷新を企図して日本アイ・ビー・エムに対してシステム開発を依頼し、同社がシステムを構築したところ、その期間を4か月遅延し、その上テスト段階で多数の不具合が生じました。**文化シャッターは早期稼働と並行したバグ修正を求めましたが、日本アイ・ビー・エムは要件定義からやり直して更に2年4か月間の開発期間を要する手法を提案したため、文化シャッターが支払委託費約22億円を含む27億4475万円の損害賠償を求めて提訴しました**。

他方、日本アイ・ビー・エムは未払金12億1000万円の支払いを求めて反訴を提起しています。

2. 東京地裁の判断

日本アイ・ビー・エムは文化シャッターに対して約19億8000万円及び遅延損害金を支払え。

日本アイ・ビー・エムの文化シャッターに対する請求は棄却する。

(判決文が公開されておらず結論のみです)

3. コメント

システム開発訴訟に関し、昨年は野村ホールディングスと日本アイ・ビー・エムとの間で第一審と控訴審の判断が真逆になるという裁判例がありました。昨年の例も億単位でしたが、今回も一方に巨額の責任が認められる結果になりました。**システム開発に関するプロジェクトの失敗率は約5割という調査結果もあるようですから、契約書段階の法務チェックにとどまらず、開発の段階に応じたチェックや証拠化が必要な要注意の取引形態であるといえるでしょう**。

(弁護士友成、弁護士門屋)

法務トピックス

◆改正航空法（令和4年6月20日施行）

機体重量100g以上のドローン・ラジコン機など、無人航空機の登録が義務化されました。ドローンの活用が進む一方でそれに関連する事故や航空法違反事案が多発するなか、**事故の原因や安全確保を目的としたものです**。該当する機体を登録せずに飛ばした場合、**1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されます**。登録は、国土交通省の「無人航空機登録ポータルサイト」での登録になります。詳細は国土交通省のHPをご覧ください。